

文京区中高層共同住宅等自動体外式除細動器設置助成金交付要綱

2024文総防第171号令和6年4月15日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱(56文建管発第292号)第2条第1項第2号の表の左欄に掲げる用途地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規模の建築物のうち、共同住宅その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅(以下「中高層共同住宅等」という。)の管理者等に対し、自動体外式除細動器(以下「AED」という。)の設置に係る費用を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(通則)

第2条 この要綱による助成金(以下「助成金」という。)の交付については、この要綱に定めのあるもののほか、文京区補助金等交付規則(昭和49年12月文京区規則第44号)に定めるところによる。

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成金(以下「助成金」という。)の交付を受けることができる者は、区内に存する中高層共同住宅等の所有者又は当該中高層共同住宅等に係る建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条に規定する団体若しくは同法第47条第1項に規定する法人(AEDの設置について同法に基づく集会の決議がなされている場合に限る。)(以下「管理者等」という。)であって、所有し、又は管理する中高層共同住宅等の敷地内にAEDを設置し、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 人を介さずに24時間誰でもAEDが使える状態とすること。
- (2) 設置したAEDが24時間誰でも使える旨の表示を行うこと。
- (3) AED収納ボックス等により、AEDが適正に作動する環境で保管すること。
- (4) AEDの設置場所が容易に把握できるよう、当該設置場所を標示し、又は案内するサインボード等を掲示すること。
- (5) AEDの盗難等により設置の継続が困難となる事態(以下「盗難等事態」という。)に備えた保険に加入し、又は契約を締結すること。
- (6) 区がAEDの設置場所を公開することに承諾すること。
- (7) 一般財団法人日本救急医療財団が提供する「財団全国AEDマップ」に設置場所を登録して公開すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるときは、助成の対象としない。

- (1) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体がAEDを設置するとき。
- (2) 特定の個人が使用するAEDを設置するとき。
- (3) 設置するAEDについて、既に別の助成金の交付を受けているとき。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げるものであって、第6条第1項又は第3項の規定により助成金の交付の申請をする日の属する年度の末日までに経費の支払を全て完了するものとする。

- (1) 別表に掲げるAEDその他の備品（以下「AED等」という。）の購入又はリース契約に係る経費
- (2) 収納ボックス及びサインボード、設置シールその他AEDの設置場所を標示し、又は案内する物品の設置に係る経費（これらの取付けに係る費用を含む。）
- (3) 盗難等事態に備えた保険への加入又は契約に係る経費
（助成金の額等）

第5条 助成金の額は、助成対象経費の実支出額に3分の2を乗じて得た額とし、65万円を上限に、予算の範囲内において交付する。ただし、助成金を受けてリース契約によりAEDを設置した場合における2年目以後の助成金の上限額は、65万円から既に受けた助成金の額を控除した額とする。

2 助成金の交付は、AED等を購入して設置する場合にあっては中高層共同住宅等1棟当たり1回まで、リース契約により設置する場合にあっては当該リース契約に係る契約期間の開始日から起算して7年間を超えない範囲内で引き続く期間を限度とする。ただし、前条第2号に規定する経費に係る助成金は、AEDを設置する年度に限り交付する。

3 第1項の規定により算出した金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（第3項に規定する者を除く。以下「申請者」という。）は、次項に規定する期限までに、文京区中高層共同住宅等自動体外式除細動器設置助成金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 助成対象経費に係る見積書の写し
- (2) 設置予定場所の見取図及び写真
- (3) 盗難等事態に備えた保険又は契約の内容が確認できる書類
- (4) その他区長が必要があると認めた書類

2 前項の規定による申請（以下「交付申請」という。）の期限は、当該年度の1月末日（当該末日が文京区の休日を定める条例（平成元年3月文京区条例第3号）第1条第1項第1号又は第2号に掲げる日（以下「休日」という。）に該当するときは、その日前のその日に最も近い休日でない日。次項及び第12条において同じ。）までとする。

3 助成金を受けてリース契約によりAEDを設置した者が、前条第2項の規定により引き続き助成金の交付を受けようとするときは、当該年度の4月末日までに文京区中高層共同住宅等自動体外式除細動器設置助成金継続交付申請書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。ただし、第12条の規定による実績報告において添付した書類のうち内容に変更がないものについては、提出を省略すること

ができる。

- (1) リース契約書の写し
- (2) 第3条各号の要件を満たすことが確認できる写真又は書類
- (3) その他区長が必要があると認めた書類

(交付決定)

第7条 区長は、前条第1項又は第3項の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めたときは、文京区中高層共同住宅等自動体外式除細動器設置助成金交付決定通知書（別記様式第3号）により、助成金の不交付を決定したときは文京区中高層共同住宅等自動体外式除細動器設置助成金不交付決定通知書（別記様式第4号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第8条 前条の規定により交付決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定後の事情の変更等により、交付申請の内容を変更しようとするときは、文京区中高層共同住宅等自動体外式除細動器設置変更承認申請書（別記様式第5号）により、速やかに区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、承認することを決定したときは文京区中高層共同住宅等自動体外式除細動器設置変更承認通知書（別記様式第6号）により、承認しないことを決定したときは文京区中高層共同住宅等自動体外式除細動器設置変更不承認通知書（別記様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

(設置の中止)

第9条 交付決定者は、AEDの設置を中止しようとするときは、文京区中高層共同住宅等自動体外式除細動器設置中止届（別記様式第8号）により、直ちに区長に届け出なければならない。

(権利譲渡の禁止)

第10条 交付決定者は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(着手)

第11条 交付決定者は、交付決定後速やかに、交付決定の内容に基づき、AEDの設置（AED等のリース契約の更新等による当該年度分の経費の支払を含む。次条において同じ。）に着手するものとする。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、AEDの設置が完了したときは、当該年度の3月末日までに、文京区中高層共同住宅等自動体外式除細動器実績報告書（別記様式第9号）に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 領収書その他助成対象経費の支払額が確認できる書類の写し
- (2) リース契約書の写し（リースによりAEDを設置する場合に限る。）
- (3) 第3条各号の要件を満たすことが確認できる写真又は書類

(4) 文京区中高層共同住宅等自動体外式除細動器設置助成金交付請求書兼口座振替依頼書（別記様式第10号）

(5) その他区長が必要があると認めた書類
（助成金の額の確定）

第13条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、交付する助成金の額を確定し、文京区中高層共同住宅等自動体外式除細動器設置助成金額確定通知書（別記様式第11号）により、交付決定者に通知する。

2 区長は、前項に規定により助成金の額を確定したときは、交付決定者に対し、口座振替の方法により速やかに助成金を支出するものとする。
（交付決定の取消し）

第14条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第9条の規定による届出があったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 助成金の交付の目的以外の用途に使用したとき。
- (4) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又は法令に違反したとき。
- (5) 助成金の交付を受け、事業者と締結したリース契約を途中解約したとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、文京区中高層共同住宅等自動体外式除細動器設置助成金交付決定取消通知書（別記様式第12号）により交付決定者に通知するものとする。

3 区長は、第1項の規定により助成金の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第15条 文京区補助金等交付規則第24条ただし書に規定する区長が定める期間は、AEDを設置した日から7年とする。

2 交付決定者は、前項に規定する期間内において、助成金の交付の目的に反して当該AEDを処分しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

（良好な維持管理）

第16条 交付決定者は、設置したAEDを常に良好に使用できる状態で管理するよう努めるものとする。この場合において、当該AEDの点検、清掃等の維持管理及び破損した場合等の修繕に関する費用は、交付決定者が負担するものとする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、総務部長が定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

品目
AED本体
バッテリーパック
搬送用バッグ
除細動パッド
救急セット（手袋、はさみ、カミソリ、タオル、マウスピース等）